

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カメルーン	第三次小学校建設計画のためのメ 贈与に関する日本国政府とカメル ルーン共和国政府との間の交換 公文	第三次小学校建設計画を実施するために必要な 1. 教室及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の 供与 2. 機材及びびその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	932,000千円 H19.3.31まで	H18.6.20 ヤウンデ で (同日)	日本側 國枝昌樹在カメル ン大使 カメルーン側 ポリカルブ ・アバ・アバ経済・財務 大臣	H18.7.3 385号
カメルーン	第四次地方給水計画のための贈 与に関する日本国政府とカメル ン共和国政府との間の交換公 文	第四次地方給水計画を実施するために必要な 1. 深井戸の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の管理指導に必要な役務の供与	515,000千円 H19.3.31まで 1	H18.6.20 ヤウンデ で (同日)	日本側 國枝昌樹在カメル ン大使 カメルーン側 ポリカルブ ・アバ・アバ経済・財務 大臣	H18.7.3 387号
カメルーン	国立アヤドゥ・アヒジョー総合贈 与に関する日本国政府とカメル ン共和国政府との間の交換公 文	国立アヤドゥ・アヒジョー総合スタジアム改修計画 を実施するために必要な 1. スタジアムの改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びびその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	299,000千円 H19.3.31まで	H18.6.20 ヤウンデ で (同日)	日本側 國枝昌樹在カメル ン大使 カメルーン側 ポリカルブ ・アバ・アバ経済・財務 大臣	H18.7.3 389号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。